

総合海洋政策本部参与会議意見書 ～海洋政策の一層の推進に向けて～

四方を海に囲まれ、世界第6位の広大な管轄海域を有する我が国にとり、国土の保全と国民の安全を確保すべく海を守っていくこと、経済社会の存立・成長の基盤として海を活かしていくこと、貴重な人類の存続基盤として海を次世代に継承していくこと等が強く求められている。海洋基本法（平成19年法律第33号）第1条においても、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要とうたわれている。同法に基づき、政府においては、海洋政策を推進するための各施策が講じられてきたところであり、直近の海洋を取り巻く情勢も踏まえ、令和5年（2023年）4月には、第4期海洋基本計画が閣議決定された。

総合海洋政策本部参与会議においては、令和7年度、海洋基本計画に掲げた施策の実現に向け、工程表のフォローアップを行い、総合評価を取りまとめた。また、総合的な海洋政策の推進に当たり重要な事項であり、「総合海洋政策本部参与会議意見書（令和7年4月25日）」においても触れられている、海洋人材の育成等について議論を行った。特に、海洋に係る新技術の活用については、海洋新技術に関するスタディグループを開催し、活発な意見交換を行ったところである。

加えて、令和6年（2024年）4月に総合海洋政策本部決定された海洋開発等重点戦略については、毎年度フォローアップを行うことが求められており、引き続き、スピード感を持って、戦略本文及び工程表に基づく各施策を確実に講じていくことが重要である。そのため、総合海洋政策本部参与会議では、海洋開発等重点戦略に定められた重要ミッションについて、令和6年度（2024年度）に引き続き、令和7年度（2025年度）においても、その実施状況等に関し政府から報告を受けるとともに、その実施に当たり留意すべき事項等に関し、活発な意見交換を行った。

こうした審議を踏まえ、今般、総合海洋政策本部令（平成19年政令第202号）第1条第2項の規定に基づき、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）への意見書を取りまとめた。

今後、政府においては、本意見書を十分踏まえながら、総合海洋政策本部を中心に、海洋政策のさらなる推進を図ることを要請する。

令和8年6月29日
総合海洋政策本部参与会議
座長 中西 寛

1. 総合的な海洋政策の推進に当たって

海洋をめぐる状況は日々変化しており、海洋政策の推進に当たっても、こうした状況変化を踏まえていく必要がある。総合海洋政策本部は、海洋政策の推進に当たり、司令塔機能を発揮することが期待されており、総合海洋政策本部参与会議においては、政府横断的に留意すべき事項について、重点的に審議を行ってきた。令和7年度においても、海洋に係る新技術の活用、海洋人材の育成等について、議論を行ってきたところ、令和7年11月に日本成長戦略本部が設置され、同本部において、「海洋」が戦略分野の一つに位置付けられるという、重要な動きもあった。海洋人材の育成・確保、海洋観測・研究等については、戦略分野「海洋」の官民投資を促進し、国際競争力を高める観点からも、取組の強化が求められているものである。こうしたことも踏まえ、以下のとおり具体的に留意すべき事項を示す。

(1) 海洋に係る新技術の活用

海事・港湾分野のカーボンニュートラル、自動化、DXについて、積極的な技術開発に加えて、新たな制度設計が必要となる場合の国際機関との連携体制について、関係府省が連携しつつ、引き続き、リード・フォロアーアップすべきである。国際基準・国際的な開発の関心について留意すべきである。また、これらの先進的な取組を円滑に社会実装するためには、関連する制度設計や支援のあり方について適切に検討する必要がある。

海洋に係る研究開発基盤の強化は必要不可欠であり、我が国の海洋に関する中核的研究機関である海洋研究開発機構、海上・港湾・航空技術研究所、水産研究・教育機構、国立環境研究所、国立極地研究所、大学等の研究開発能力をこれまで以上に強化すべきである。そのためにも、海洋観測・研究について、極域を含めた厳しい海域に対応可能な最新鋭の研究船等を着実に建造することの重要性を引き続き認識するとともに、人材育成・運航に必要な燃料等の確保、運航により得られた知見に基づく科学技術の展開を含め、我が国全体で強力で支援すべきである。

海洋資源開発に係る技術について、評価可能な目標を設定し、それがどの程度進展したかを社会に示すことで、産業化に向けた取組の加速化を図るべきである。併せて、社会のニーズとシーズを俯瞰、整理し、不足しているものや、重複するもの、優先事項が判るように可視化することも重要である。

海洋におけるデータ・情報は、今後、多様な海洋産業の基盤になり得るものであり、洋上での通信量の増大等も踏まえ、ビッグデータの活用やサイバーセキュリティに関する対応を一層進める必要がある。この際、情

報・データの取り扱いとして、オープン・クローズ戦略の検討も重要となる。また、小型船舶を含めた船舶運航データの活用、次世代の電子海図規格 S-100 シリーズの推進等、戦略的な海洋データ・情報の取得・活用を検討する必要がある。

海洋空間計画・SOPM (Sustainable Ocean Planning and Management) に関する国際的な動向を踏まえつつ、「海しる」を含めた海洋データ基盤の活用を通じたステークホルダー間の合意形成を促進し、複合的な海域利用を適切かつ効果的に推進するための取組を進めることが重要である。

政府主導で多様な海洋新技術の研究開発プログラムが行われており、それらを効果的に推進するための情報共有や広報、啓発を進める必要がある。技術の組み合わせによる新たなイノベーションやニーズベースの技術開発を通じた産業育成を実現するために、新技術の社会実装に向けたマッチングを進めることが重要である。

海洋産業の育成には、実海域における技術の実証も重要であり、既存施設や制度を含めた実証海域に係る情報を整理して周知していくとともに、実証海域の確保に関して関係者間で連携して取り組むことが求められる。

(2) 海洋人材の育成等

海洋人材の育成等の重要性については、第4期海洋基本計画においても、繰り返し触れられているところである。昨年の総合海洋政策本部参与会議意見書でも改めてその重要性を確認した。引き続き関係府省が連携して取組の強化を図るべきである。具体的には、船内環境を改善することに加え、海に携わる人材に対する処遇の改善を図るとともに、教育が、産業振興の礎となることを十分に踏まえ、船員育成機関の運営費交付金など予算措置を講じた上で、海技人材の養成・確保に係る施策を推進していくべきである。さらに、海技人材の養成・確保については、独立行政法人海技教育機構で課題となってきた多科・多人数配乗の改善や、資格制度の合理的な運用に留意すべきである。

造船業における人材の確保・育成に向けては、「造船業再生に向けたロードマップ」に基づき、関係府省が連携して取り組むべきである。

昨今の温暖化や極端現象の理解のためにも海洋科学の研究推進、教育の充実は必須であり、必要な取組について検討すべきである。

海上保安庁・海上自衛隊の人材確保と体制強化は喫緊の課題であり、人口減少を安全保障上の課題と認識し、柔軟なキャリアパス構築を可能とするなど海に携わる仕事全体の魅力向上を含め、政府全体で対処することが重要である。

浮体式洋上風力発電やCCS（二酸化炭素の回収・貯留）など、政府が産業化の目標を掲げる取組については、ロードマップに則った産業規模に応じた人材育成の具体策を講じるべきである。また、海洋分野のDX化の流れに対し、異業種のデジタル分野に明るい人材を取り込んでリスキリングを行うことも重要である。

国民の海洋への理解醸成という観点からも、若い世代や初等・中等教育に関わる教員が海に親しむ機会を創出し、海洋人材育成の裾野を広げるべきである。また、若年層の教育の場への取組などについては、他分野での施策も参考としながら海洋分野における具体的な施策を打ち出すことが求められる。

(3) 日本成長戦略について

先述したように、日本成長戦略において、「海洋」、「造船」、「港湾ロジスティクス」等が戦略分野に位置付けられたことは意義深く、政府として海洋政策の一層の推進を図ることの明確な意思表示であると受け止めている。日本成長戦略会議の下の海洋ワーキンググループにおいて、海洋産業の基盤ともなるべき、海洋技術の社会実装を加速化させるため、実装初期段階における安全保障分野をはじめとする官需の役割に着目した議論が進展していることは、海洋政策を推進する上で重要な視点といえる。引き続き、これまでの総合海洋政策本部参与会議での議論も活かした検討が進められることを期待する。

2. 海洋開発等重点戦略における重要ミッション推進に当たって

海洋開発等重点戦略においては、6つの重要ミッションが示されている。それぞれのミッションについて、その推進に当たり留意すべき事項を以下に示す。なお、海洋開発等重点戦略の推進に当たっても、日本成長戦略での官民投資の促進、国際競争力の強化に資するよう、留意すべきである。

(1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進

AUVやUSV等の海洋無人機（海洋ドローン）や周辺技術を含む海洋ロボティクスは、海洋インフラの点検、海洋観測、海洋資源開発等海洋に関わる様々な活動の省人化等に資する技術であり、引き続き、その開発・利用を推進し、官民による協議体その他の官民連携の仕組みを効率的・効果的に活かしつつ、令和12年（2030年）の社会実装実現を確かなものとするべきである。

海洋ロボティクスの産業化に当たっては、先進的センサー技術との組み合わせなどの運用サービスや取得する海洋データの利活用の方法も含めたパッケージとして展開することにより高付加価値化を図りつつ進めていくことが重要である。例えば、国内外のニーズを踏まえつつ、洋上風力発電設備の点検等、大きな柱となるような分野でのサービスをパッケージとして売り込んでいくべきである。また、実証海域の確保という観点から、グッドプラクティス事例や市場規模の見込み等について、積極的なアウトリーチ活動を行っていくべきである。さらに、特区制度の活用等により実証海域を拡大させ、海洋ロボティクスの運航の実績を積み上げることにより、社会実装を加速させるべきである。また、海洋ロボティクスの普及を見据えた諸制度の在り方についても検討を進めるべきである。

石油・ガス開発、安全保障利用を背景に先行している欧米企業に比して、海洋ロボティクスの活動の機会・規模が限定的であることに鑑み、安全保障分野等での初期需要創出により、国内生産基盤の構築につなげていくという視点についても、留意すべきである。

さらに、海洋ロボティクスの複数の機体・機種の同時運用等の実現を目指した取組を推進すべきである。

(2) 海洋状況把握 (MDA) 及び情報の利活用の推進

海洋状況把握 (MDA) とは、我が国周辺海域のほか、シーレーン等海洋安全保障上重要な海域、自然災害対策、海洋環境保全及び海洋産業振興等に必要海域に関連する多様な情報を集約・共有・解析することにより、海洋の状況を効果的かつ効率的に把握する取組である。本能力の向上においては、引き続き、衛星、AI、海洋ロボティクス等の新技術を活用していくとともに、多くの情報を解析に利用できるようデータの標準化を図ることも重要である。

MDAは一国のみでは達成できないことから、関係する国々との連携・協力が基本と言える。シーレーン沿岸国等への能力向上支援に際しては、シーレーンといった「線的」な海域のみならず、海底ケーブルへの危害やIUU漁業と言った不法行為の舞台となる「面的」な海域の監視についても、支援の念頭に置くべきである。同盟国・同志国との連携に際しては、個別の連携のみでなく、我が国が西太平洋上の国々との連携を組織的にネットワークキングしていくと言った方向性にも留意すべきである。

海洋情報の産業分野への利活用促進に関しては、「海しる」を基に、民間企業が有する多様な有償情報も取り扱う「海しるビジネスプラットフォーム」の構築において、その利用事例も念頭に置きつつ、海洋ロボティ

クスや次世代の電子海図規格 S-100 シリーズ等がもたらすこれまでにない情報の新たな流通や産業ニーズについても留意しながら、検討を進めていくことが重要である。

海に関する情報には、世界共通の財産として取り扱うべき貴重なものもある。これらについては、恒常的に公開されていることが望ましく、「海しる」等の海洋情報のデータベースについては、着実に予算を確保し、長期的な運用を目指すべきである。また、観測データを利用して社会課題の解決に貢献すべく、全球海洋観測システムを維持・強化するとともに、海洋地球デジタルツインの開発を通じ、付加価値の高い予測情報を共有すべきである。

海に限らず情報のセキュリティ環境は厳しさを増している。「必要な情報」の「必要な相手」への提供（共有）を基本とし、引き続き、情報セキュリティの適切な確保が必要である。

(3) 洋上風力発電の排他的経済水域（E E Z）展開に向けた制度整備の推進

洋上風力発電については、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、不確実な国際環境下で日本の電力と産業を守るという現実的な安全保障政策の一環として、引き続きその促進を図るべきである。

平成 31 年（2019 年）4 月に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）について、同法の改正法が令和 7 年 6 月に公布、令和 8 年 4 月に施行され、今後は同改正法に基づき、洋上風力発電の E E Z 展開が見込まれる。また、洋上風力発電を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、公募制度の見直し等も行われている。今後も、事業環境の整備、民間事業者が自立経営できるような健全な地盤を確立するための制度設計、サプライチェーンの維持・確保を含む産業振興策としての検討を進めるべきである。また、事業の安定的な継続を可能とするため、海洋環境の保全、地域型サプライチェーンの形成を通じた雇用創出や地方創生の観点にも配慮すべきである。

洋上風力発電の適地選定に当たっては、その前提となる海洋データの整備、関係する多様なステークホルダー間の合意形成が重要であり、内閣府総合海洋政策推進事務局における調査事業の結果を含め、関係府省が連携しつつ、データの整備及びステークホルダー間の調整や意識合わせを丁寧に進めるべきである。

E E Z への展開に当たっての鍵となる浮体式洋上風力発電の案件形成について、上記も踏まえつつ、より一層の推進を図るべきである。

(4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）の「海洋安全保障プラットフォームの構築」においては、南鳥島周辺海域で確認されたレアアース泥に係るレアアース生産技術開発、海洋環境影響評価手法の検討、海洋ロボティクス調査技術研究及びC C S（二酸化炭素の回収・貯留）の調査研究が、複層的に実施されているところ、本取組を着実に進めていくべきである。海洋開発等重点戦略においては、令和9年度（2027年度）末までに、S I Pにより実効性の高い社会実装プランを取りまとめるとされており、今後、レアアース泥の本土への運搬や分離、精製といった新たな局面に入っていくことも踏まえ、S I Pと内閣府総合海洋政策推進事務局が中心となり、関係府省が緊密に連携していくことが重要である。

また、事業の実施に当たっては、引き続き、得られた情報の適切な活用、安全の確保、国内海洋産業育成への貢献に留意すべきである。

さらに、社会実装プラン取りまとめ後の南鳥島周辺海域におけるレアアース生産のあり方について、検討を加速化すべきである。

(5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握

国境離島については、我が国の領海・E E Zを守るため重要な役割を担っており、引き続き、本取組を推進すべきである。国境離島の状況把握の実施に当たっては、低潮線の保全の観点から浅海域の地形も重要であるため、民間で取得された浅海域の地形データの活用も含め、効率的な状況把握に努めるべきである。今後、気候変動の影響により海面上昇、地形変状が加速することもあり得るため、持続可能な維持のための継続的なモニタリングが重要である。

本取組に係るデータ整備に当たっては、新技術の活用を図るとともに、関係府省間での連携を強化すべきである。

(6) 北極政策における国際連携の推進等

北極政策における国際連携の推進に当たって、研究開発と国際協力の両輪で取組を進めるべきであり、我が国の貢献を継続的に世界に示すことが重要である。例えば、我が国が長年実施してきた西部北極海の海洋観測の研究成果等が科学的エビデンスとなり、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止する協定」が迅速に締結された事例は、科学データが国際協定締結に直接貢献した好事例といえる。今後も、我が国が、国際ルール形成において重要な役割を果たすことができるよう、研究開発と国際協力を連携させた取組を進めるべきである。また、研究開発の成

果について、「防災や海運・海洋生物資源開発等の将来的な経済活動にも貢献できるよう留意」と海洋開発等重点戦略において触れられているが、北極海沿岸に居住する先住民を含む地域住民社会の適応策を将来にわたって検討する際にも、こうした研究成果が貢献可能である点にも留意すべきである。なお、北極域の持続可能な利活用の探究に当たっては、当該海域が、鯨などの大型哺乳類の生息地域でもあり、環境や海洋生態系に負荷をかけることのないよう十分に配慮する必要がある点に留意すべきである。今後の具体的な取組として、特に「みらいⅡ」について、着実な運用を確保すべく、その運航費については、確実に確保すべきである。「みらいⅡ」の運用に際しては、柔軟性、採算性も念頭においた上で、民間の調査での活用についても、検討の対象とすべきである。また、「みらいⅡ」を各国と協力可能な分野に使うことは当然ながら、国際研究プラットフォームとしての活用など我が国のプレゼンスを示していく工夫が必要である。加えて、北極域研究強化プロジェクト（ArCSⅢ）を通して、観測・研究・人材育成の推進、国際連携による観測データの共有等を着実に進めるべきである。

一方、平成 27 年（2015 年）10 月に総合海洋政策本部決定された「我が国の北極政策」の 3 本柱（研究開発、国際協力、持続可能な利用）を含めた基本的な考え方は引き続き有効であると認識しつつも、北極海の戦略的な価値及び国際情勢を踏まえた関心の高まりを踏まえ、その改定について、検討に着手すべきである。改定にあつては、沿岸国との協力の観点と航行の権利の主張との間のバランス、北極海航路の利用がより活性化した場合の海難事故や環境問題への対策、温暖化による北極海・北極域の環境激変への対応、ネイチャーポジティブの取組を含めた責任ある開発の観点に留意すべきである。また、各国の北極政策について、引き続き、積極的な情報収集を進めるべきである。